

都市開発事業の施行に関して必要となる歩行者の利便性及び安全性の向上のための経路の整備・管理の方法や費用負担などについて、土地所有者間で定める協定

- ※ 都市再生緊急整備地域内にて締結する場合、名称は「都市再生歩行者経路協定」
都市再生整備計画の区域内にて締結する場合、名称は「都市再生整備歩行者経路協定」

▶制度活用のメリット

- ・ 複数の所有者がいる土地に歩行者経路を整備・管理しようとする場合、費用分担や清掃・防犯活動の役割分担を明確にでき、また、実行性を担保することができる。
- ・ 経営状況の悪化等により土地所有者が変わった場合でも、新たな所有者に歩行者経路を確保する義務が承継される。



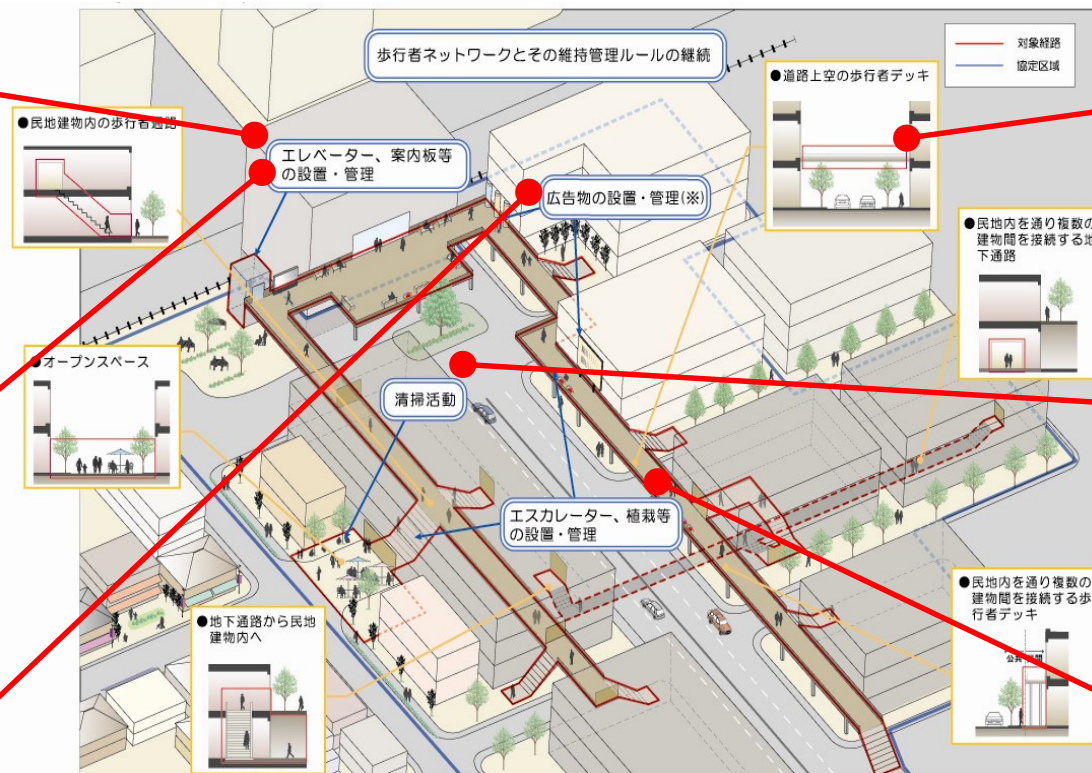
エレベーター等の設置・管理



案内板の設置・管理



広告物の設置・管理



歩行者デッキ等の整備



清掃・防犯活動



ベンチ・植栽の設置・管理